

○ 松山市公衆浴場法施行条例 新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この条例において「ろ過器」とは、浴槽水を<u>再利用するため、浴槽水中の微細な粒子、繊維等を除去する装置</u>をいう。</p> <p>4 (略)</p> <p>(設置の場所の配置の基準)</p> <p>第3条 法第2条第3項の規定により条例で定める公衆浴場の設置の場所の配置の基準は、新たに設置しようとする一般公衆浴場と最も近接する一般公衆浴場との直線距離が、300メートル以上となることとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条<u>若しくは第6条の2</u>の規定による確認又は法第2条第1項の規定による許可を受けた一般公衆浴場が、当該確認又は許可を受けた日から2月以内に着工しない場合又は6月以内に工事が完成しない場合において、当該一般公衆浴場に近接して新たに一般公衆浴場を設置しようとするとき。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(構造設備の措置の基準)</p> <p>第4条 法第3条第2項の規定により条例で定める営業者が講じなければならない</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この条例において「ろ過器」とは、浴槽水を<u>ろ過する設備</u>をいう。</p> <p>4 (略)</p> <p>(設置の場所の配置の基準)</p> <p>第3条 法第2条第3項の規定により条例で定める公衆浴場の設置の場所の配置の基準は、新たに設置しようとする一般公衆浴場と最も近接する一般公衆浴場との直線距離が、300メートル以上となることとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条の規定による確認又は法第2条第1項の規定による許可を受けた一般公衆浴場が、当該確認又は許可を受けた日から2月以内に着工しない場合又は6月以内に工事が完成しない場合において、当該一般公衆浴場に近接して新たに一般公衆浴場を設置しようとするとき。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(構造設備の措置の基準)</p> <p>第4条 法第3条第2項の規定により条例で定める営業者が講じなければならない</p>

入浴者の衛生及び風紀に関する措置の基準のうち、構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(3) (略)

(4) 浴室は、次の要件を満たすものであること。

ア～コ (略)

サ 浴槽は、上縁が洗い場の床面から15センチメートル以上の高さを有すること。ただし、洗い場で使用する湯水及び浴槽からあふれ出た湯水が浴槽内に流入しないよう適切な措置を講じている場合は、この限りでない。

シ (略)

ス ろ過器を設置する場合は、次に掲げるところによること。

(ア) 浴槽ごとに設置するよう努め、1時間当たりの浴槽水の処理能力は、浴槽の容量以上であること。

(イ) (略)

(ウ) 集毛器（毛髪等を除去する設備をいう。次条第1項第18号において同じ。）は、浴槽水がろ過器に入る前の位置に設けること。

セ 原水の注入口は、循環配管（湯水を浴槽とろ過器等との間で循環させるための配管をいう。以下同じ。）に接続せず、浴槽水面の上部から浴槽に落とし込む構造とすること。

ソ 循環水（ろ過器を通した浴用に供する湯水をいう。以下同じ。）は、浴槽の底部に近い部分から補給される構造とすること。

タ (略)

チ 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他微小な水粒を発生させる設備（次条第1項第23号においてこれらを「気泡発生装置等」と総称する。）を設置する場合は、点検、清掃及び排水が容易に行うことができ、その空気取入口から土ぼこりが入らない構造とすること。

入浴者の衛生及び風紀に関する措置の基準のうち、構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(3) (略)

(4) 浴室は、次の要件を満たすものであること。

ア～コ (略)

サ 浴槽は、上縁が洗い場の床面から30センチメートル以上の高さを有すること。ただし、洗い場で使用する湯水及び浴槽からあふれ出た湯水が浴槽内に流入しないよう適切な措置を講じている場合は、この限りでない。

シ (略)

ス ろ過器を設置する場合は、次に掲げるところによること。

(ア) 1時間当たりの浴槽水の処理能力は、浴槽の容量以上であること。

(イ) (略)

(ウ) 浴槽水を当該ろ過器に送るための配管の途中の位置に集毛器（毛髪等を除去する設備をいう。次条第1項第16号において同じ。）を設けること。

セ 新たに給湯され、又は給水される湯水に浴槽水（循環水（ろ過器を通した浴用に供する湯水をいう。以下同じ。）を含む。）が混和しない構造とすること。

(新設)

ソ (略)

タ 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他微小な水粒を発生させる設備（次条第1項第21号においてこれらを「気泡発生装置等」と総称する。）を設置する場合は、その空気取入口から土ぼこりが入らない構造とすること。

ツ 浴槽からあふれ出た湯水及び回収槽（浴槽からあふれ出た湯水を配管により回収するための水槽をいう。以下このツ及び次条第1項第22号において同じ。）内の湯水を浴用に供する構造になっていないこと。ただし、これにより難しい場合は、還水管（浴槽からあふれ出た湯水を浴用に再利用するための配管をいう。同号において同じ。）を直接循環配管に接続しない構造で、かつ、回収槽は、地下埋設をせず、内部の清掃が容易に行える位置又は構造であるとともに、レジオネラ属菌その他病原菌が繁殖しないよう回収槽内の湯水を消毒する設備を設けること。

（新設）

テ 水位計を設置する場合は、配管内を洗浄及び消毒が行える構造又は配管等を要しないものであること。

（新設）

ト 配管内の浴槽水が完全に排水できる構造とすること。

（新設）

ナ 調節箱（洗い場の給湯栓又はシャワーに送る湯水の温度を調節するために設ける設備をいう。次条第1項第19号において同じ。）を設置する場合は、清掃が容易に行え、かつ、レジオネラ属菌その他病原菌が繁殖しないよう塩素消毒等が行える構造であること。

（新設）

ニ 貯湯槽（原水を貯留する水槽をいう。次条第1項第8号及び第9号において同じ。）は、完全に排水できる構造とすること。

（新設）

(5)～(12) (略)

(5)～(12) (略)

2 (略)

2 (略)

（衛生等の措置の基準）

（衛生等の措置の基準）

第5条 法第3条第2項の規定により条例で定める営業者が講じなければならない入浴者の衛生及び風紀に関する措置の基準のうち、衛生等の措置の基準は、次のとおりとする。

第5条 法第3条第2項の規定により条例で定める営業者が講じなければならない入浴者の衛生及び風紀に関する措置の基準のうち、衛生等の措置の基準は、次のとおりとする。

(1)～(6) (略)

(1)～(6) (略)

- (7) 原水のうち水道水（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項に規定する水道及び愛媛県水道条例（昭和38年愛媛県条例第19号）第2条第1項に規定する水道により供給される水をいう。第20号アにおいて同じ。）以外の湯水を使用したもの及び浴槽水は、規則で定める水質基準に適合するよう管理すること。
- (8) 貯湯槽を使用する場合にあっては、当該貯湯槽内の原水の温度は、通常の使用状態において、湯の補給口、底部等に至るまで摂氏60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏55度以上に保つこと。ただし、レジオネラ属菌その他の病原菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水の消毒を行う場合は、この限りでない。
- (9) 定期的に貯湯槽の生物膜（配管内部、ろ材等に付着した微生物が増殖し、それらが産出する粘液性物質で形成されたものをいう。以下この項において同じ。）の発生の防止又は除去を行うための清掃、消毒並びに設備の破損等及び温度計の性能の確認を行うこと。
- (10) （略）
- (11) 浴槽水は毎日1回以上完全に入れ換え、浴槽の清掃及び消毒を行うこと。ただし、連日使用循環水（24時間以上連続して使用している循環水をいう。第20号及び第23号において同じ。）を使用している浴槽水については、1週間に1回以上定期的に完全に入れ換え、浴槽の清掃及び消毒を行うこと。
- (12) ろ過器は、1週間に1回以上、逆洗浄して汚れを十分に排出し、生物膜を適切な消毒方法で除去し、かつ、浴槽に湯水があるときは、ろ過器を常に作動させること。
- (13) 循環配管は、1週間に1回以上適切な消毒方法で生物膜を除去し、かつ、1年に1回程度生物膜の発生状況を点検し、生物膜がある場合は、除去すること。
- (14) 配管は図面等により、その配管の状況を正確に把握し、不要な配管は除去す

- (7) 原水のうち水道水（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項に規定する水道及び愛媛県水道条例（昭和38年愛媛県条例第19号）第2条第1項に規定する水道により供給される水をいう。第18号アにおいて同じ。）以外の湯水を使用したもの及び浴槽水は、規則で定める水質基準に適合するよう管理すること。
- (8) 貯湯槽（原水を貯留する水槽をいう。以下この号及び次号において同じ。）を使用する場合にあっては、当該貯湯槽内の原水の温度は、通常の使用状態において、湯の補給口、底部等に至るまで摂氏60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏55度以上に保つこと。ただし、レジオネラ属菌その他の病原菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水の消毒を行う場合は、この限りでない。
- (9) 定期的に貯湯槽の生物膜（配管内部、ろ材等に付着した微生物が増殖し、それらが産出する粘液性物質で形成されたものをいう。第12号において同じ。）の発生の防止又は除去を行うための清掃及び消毒を行うこと。
- (10) （略）
- (11) 浴槽水は毎日1回以上完全に入れ換え、浴槽の清掃及び消毒を行うこと。ただし、連日使用循環水（24時間以上連続して使用している循環水をいう。第18号及び第21号において同じ。）を使用している浴槽水については、1週間に1回以上定期的に完全に入れ換え、浴槽の清掃及び消毒を行うこと。
- (12) ろ過器は、1週間に1回以上、逆洗浄して汚れを十分に排出し、ろ過器及び循環配管（湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管をいう。第14号において同じ。）に生じる生物膜を適切な消毒方法で除去すること。
- (新設)
- (新設)

る等必要な措置を行うこと。

(15) 浴槽水は、塩素系薬剤を使用して消毒し、浴槽水中の塩素濃度を頻繁に測定して、当該塩素濃度は、次の基準のとおりとし、当該測定の結果を検査の日から3年間保存すること。ただし、浴槽水の性質その他の条件により塩素系薬剤が使用できない場合、浴槽水の水素イオン濃度指数(pH)が高くこの基準を適用することが不適切な場合又は他の消毒方法を使用する場合であって、他の適切な衛生措置を講じるときは、この限りでない。

ア 塩素系薬剤（結合塩素のモノクロラミンを除く。）を使用するときは、遊離残留塩素濃度を通常は1リットル中0.4ミリグラム程度を保ち、かつ、最大でも1リットル中1ミリグラムを超えないよう努めること。

イ 結合塩素のモノクロラミンを使用するときは、結合残留塩素濃度を1リットル中3ミリグラム程度に保つこと。

(16) (略)

(17) 消毒装置の維持管理を適切に行い、浴槽に湯水があるときは、常に作動させること。

(18) 集毛器は、毎日清掃及び消毒を行うこと。

(19) 調節箱は、生物膜の状況を監視し、必要に応じて清掃及び消毒を行うこと。

(20)・(21) (略)

(22) 浴槽からあふれ出た湯水及び回収槽の湯水を浴用に供しないこと。ただし、還水管及び回収槽の内部の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、レジオネラ属菌その他の病原菌が繁殖しないよう回収槽内の湯水の塩素消毒等を行う場合は、この限りでない。

(13) 浴槽水は、塩素系薬剤を使用して消毒し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定して、当該濃度は、通常は1リットル中0.2ミリグラム以上0.4ミリグラム以下とし、かつ、最大でも1リットル中1.0ミリグラムを超えないよう努めるとともに、当該測定の結果を検査の日から3年間保存すること。ただし、浴槽水の性質その他の条件により塩素系薬剤が使用できない場合、浴槽水の水素イオン濃度指数(pH)が高くこの基準を適用することが不適切な場合又は他の消毒方法を使用する場合であって、他の適切な衛生措置を講じるときは、この限りでない。

(新設)

(新設)

(14) (略)

(15) 消毒装置の維持管理を適切に行うこと。

(16) 集毛器は、毎日清掃すること。

(17) 調整箱（洗い場の給湯栓又はシャワーに送る湯水の温度を調整するために設ける設備をいう。）は、定期的に清掃すること。

(18)・(19) (略)

(20) 回収槽（浴槽からあふれ出た湯水を配管により回収するための水槽をいう。以下この号において同じ。）の湯水を浴用に供しないこと。ただし、回収槽の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、レジオネラ属菌その他の病原菌が繁殖しないよう回収槽内の湯水の塩素消毒等を行う場合は、この限りでない。

(23) 浴槽に気泡発生装置等を設置する場合は、内部に生物膜が形成されないよう適宜清掃及び消毒を行い、かつ、浴槽水には連日使用循環水を使用しないこと。

(24) (略)

(25) 水位計配管は、1週間に1回以上適切な消毒方法で生物膜を除去すること。

(26) シャワーは、1週間に1回以上内部の水が置き換わるように通水し、かつ、シャワーヘッド及びホースは、6月に1回以上点検するとともに、内部の汚れ及びスケールの洗浄及び清掃を1年に1回以上行うこと。

(27)～(32) (略)

(33) サウナ室及びサウナ設備は、1月に1回以上保守点検するとともに、サウナ室にあつては、室内の温度及び湿度を定期的に測定し、その記録を3年以上保存すること。

(34) 電気浴器は、1月に1回以上保守点検するとともに、絶縁抵抗、接地抵抗等について定期的に検査を受け、その記録を3年以上保存すること。

(35) 屋外に設置された浴槽の周囲に植栽がある場合は、浴槽に土が入り込まないようにすること。

(36)～(44) (略)

2 前項の規定にかかわらず、個室付浴場の営業者が講じなければならない衛生等の措置の基準は、次のとおりとする。

(1)～(4) (略)

(5) 前項第1号から第6号まで、第13号、第28号から第30号まで及び第36号から第44号までに定める措置

(21) 浴槽に気泡発生装置等を設置する場合は、浴槽水には連日使用循環水を使用しないこと。

(22) (略)

(新設)

(新設)

(23)～(28) (略)

(29) サウナ室及びサウナ設備は、1月に1回以上保守点検するとともに、サウナ室にあつては、室内の温度及び湿度を定期的に測定し、その記録を1年以上保存すること。

(30) 電気浴器は、1月に1回以上保守点検するとともに、絶縁抵抗、接地抵抗等について定期的に検査を受け、その記録を1年以上保存すること。

(新設)

(31)～(39) (略)

2 前項の規定にかかわらず、個室付浴場の営業者が講じなければならない衛生等の措置の基準は、次のとおりとする。

(1)～(4) (略)

(5) 前項第1号から第6号まで、第13号、第24号から第26号まで、第31号から第36号まで及び第38号に定める措置